

木城町小規模企業者経営支援「異業種進出補助金」について

1. 補助対象 異業種進出に必要な機械設備導入等に要する経費。

(ただし、他の助成措置があるものは、その助成金額を除いた金額)

※車両の購入については、車体に企業名又は屋号を表示することを要する。

※空き店舗活用又は事業承継を伴う異業種進出の場合にあっては、当該物件にかかる土地・建物の購入及び改修等の費用を含む。

※空き店舗（居宅兼用）の活用を行う場合にあって、居住部分と事業部分とを物理的に遮断する必要がある場合には、その費用を含む。

2. 補助対象外経費 ①車両のうち、以下に示すもの

「3」「5」「7」ナンバーの自動車（ただし、旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する道路運送法施行規則第51条の3第7号に規定する福祉自動車は除く。）

②スマートフォン・パソコン・タブレット・プリンター、カメラ、生活家電など汎用性が高く目的外使用になりえるもの。

③審査会において、対象外経費と認めたもの。

3. 補助率 異業種進出のために必要な経費（税抜）の1/2以内 限度額100万円

※ただし、空き店舗活用及び事業承継を伴う異業種進出の場合には、上記補助限度額に100万円を加算する。

※補助金の交付までには、数ヶ月を要しますのでご了承ください。

4. 補助対象者 ①木城町内において事業を開始してから3年以上が経過しており、

町内において異業種の事業を新たに開始する者

②申し込みのときまでに納期の到来している町の公租公課を完納していること

③経営の内容及び資金の使途が明確であること

④手形交換所の取引停止処分を受けていないこと

⑤事業者の構成員が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

⑥風俗営業でないこと

⑦木城町商工会に加入し、青色申告を行っていること

⑧所得税法及び地方税法に定める所得税、住民税並びに固定資産税

（償却資産）等の申告及び納税を行うものとし、その申告納税状況について木城町職員が関係機関からの情報提供を受けることに同意をするもの。

5. そ の 他 ①この補助金は、1事業者1回限りとなります。
②商工業経営を廃止、町税等を滞納、偽りその他の不正行為により
補助金の交付を受けたとき、この補助金の交付決定から5年以内
に、木城町商工会を脱会したとき等は、補助金の一部または全部
を返還していただくことになります。

6. 審 査 会 木城町小規模企業者経営支援審査会において内容を審査します。
この審査会の承認を得なければ、補助金の交付を受けることはでき
ません。なお、審査会当日は出席していただくことになります。

相談申込日	審査会開催予定月
4月末日まで	5～6月
7月末日まで	8～9月
10月末日まで	11～12月

7. 必要書類等 ①木城町小規模企業者経営支援措置申請書（様式第1号）
②事業計画書
③収支予算書
④その他必要な書類
・カタログや設計書など導入する機械設備等が分かる書類
・見積書　・町税等の納税証明書
・木城町商工会加入及び青色申告届出が確認できる書類
・誓約書及び同意書

※書類の記載等につきましては、木城町商工会で相談を受け付けます。

○希望者は事前に地域政策課まちづくり推進係（電話32-4727）までご連絡ください。